

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会委員 公募実施要領

1 目的

障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあつせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるため、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の委員を広く県民から募集することとし、その募集に必要な事項を定める。

2 公募する委員の定数

公募による委員の定数は次のとおりとする。

- (1) 障害のある人又はその家族 2人以内
- (2) 知事が必要と認める者 1人以内

3 応募資格

応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 沖縄県内に在住する者であること。
- (2) 年齢が20歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は沖縄県の執行機関の常勤職員でないこと
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 日本国籍を有する者であること。
- (6) 年数回程度開催される審議会に出席可能な者であること。
- (7) 障害者差別の解消に関し優れた識見を有する者であること。

4 応募方法

委員に応募する者は、次の書類を持参、郵送又は電子メールのいずれかにより応募するものとする。

- (1) 応募申込書
- (2) 「共生社会の実現を目指して」をテーマとする小論文（800字程度）

5 募集方法及び募集期間

(1) 募集方法

応募要領を県のホームページに掲載するとともに行政情報センターに備え付け、県民に広く周知を図る。

(2) 募集期間

令和7年10月6日（月曜日）から令和7年11月5日（水曜日）まで（当日消印有効）

6 委員の選考

(1) 選考の方法

生活福祉部附属機関委員の公募に関する選考要領に基づき、同委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考する。

(2) 選考委員会

選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

ア 生活福祉部長

イ 生活福祉部 生活福祉統括監

ウ 生活福祉部 福祉政策課長

エ 生活福祉部 障害福祉課長

7 選考結果の公表

選考結果については、県のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。また、委員に決定した応募者に対しては、別途通知する。

8 附則

この要領は、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。